



厚生労働省が高齢者虐待防止法に基づき全国の市町村を対象に行った平成22年度の高齢者虐待に関する調査のうち、県内市町の状況がまとまりましたので公表します。

<概要>

1 虐待と判断された件数

市町への相談・通報件数のうち、虐待と判断された件数は580件で、前年度に比べ51件(9.6%)増加した。

なお、養介護施設従事者等による虐待件数は、0件であった。

【単位：件】

年 度	⑲	⑳	増減
養護者による虐待件数	529	580	51
養介護施設従事者等による虐待件数	0	0	0
合 計	529	580	51

2 養護者による虐待件数増の要因

①虐待の種別

「身体的虐待」が最も多く、「心理的虐待」及び「経済的虐待」の割合が増加している。

【単位：件 (%)】

年 度	⑲	⑳	増減
身体的虐待	338 (63.9)	348 (60.0)	10 (Δ3.9)
介護・世話の放棄	158 (29.9)	174 (30.0)	16 (0.1)
心理的虐待	175 (33.1)	241 (41.6)	66 (8.5)
性的虐待	2 (0.4)	4 (0.7)	2 (0.3)
経済的虐待	124 (23.4)	163 (28.1)	39 (4.7)
合 計	797 (—)	930 (—)	—

注1) カッコ内の数字は「養護者による虐待件数」に対する構成割合

注2) 複数回答も含まれているため、合計の件数は虐待と判断された件数と合っていない。

②虐待者の続柄

「息子」が最も多いが微増。一方で、「夫」と「孫」が増加している。【単位：件（％）】

年 度	①	②	増減
夫	89(15.0)	102(16.2)	13(1.2)
妻	29(4.9)	30(4.7)	1(△0.2)
息子	273(46.1)	276(43.8)	3(△2.3)
娘	78(13.2)	78(12.4)	0(△0.8)
嫁	50(8.5)	49(7.8)	△1(△0.7)
孫	25(4.2)	37(5.9)	12(1.7)
その他	48(8.1)	58(9.2)	10(1.1)
合 計	592(100.0)	630(100.0)	—

注1) カッコ内の数字は合計に対する構成割合

注2) ①及び②は複数回答も含まれているため、合計の件数は虐待と判断された件数と合っていない。

3 虐待等による死亡事例

0件（前年度は1件）

4 今後の対応

- ・ 介護が必要になったときの適時適切なサービス提供や介護基盤の整備を図り、介護者の介護負担の軽減を図る。
- ・ 困った時に助け合えるよう、地域ぐるみの見守りネットワーク構築への支援を図る。
- ・ 施設従事者による虐待ゼロを継続させるため、今後も徹底した施設指導に努める。
- ・ 増加している経済的虐待については、家族間の金銭トラブルなど法律の専門知識が必要となる事例が多いため、地域包括支援センター職員等の研修事業を強化する。
- ・ 高齢者虐待の対応を行っている市町の体制整備の現状について、より詳しい情報を把握し、必要な支援を行っていく。

平成22年度 高齢者虐待防止法に基づく調査結果

調査の概要

【調査目的】

平成 22 年度における養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ること。

【調査方法】

全国 1,750 市町村（特別区を含む）及び 47 都道府県を対象に、平成 22 年度中に新たに相談・通報があった高齢者虐待に関する事例、及び平成 21 年度に相談・通報があり、平成 22 年度において事実確認や対応を行った事例について、主として以下の項目の質問で構成されるアンケートを行った。

○ 市町村対象の調査

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
2. 養護者による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
 - (3) 虐待の種別・類型
 - (4) 被虐待高齢者の状況
 - (5) 虐待への対応策
3. 高齢者虐待対応に関する体制整備の状況
4. 虐待等による死亡事例の状況

○ 都道府県対象の調査（養介護施設従事者等による高齢者虐待）

1. 市町村からの報告件数
2. 都道府県が直接受け付けた相談・通報対応件数
3. 1 及び 2 における具体的内容
虐待があった施設等の種別、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況、行政の対応等

【用語解説】

「養介護施設従事者等」とは…「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者
「養介護施設」とは

- ・ 老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・ 介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・ 老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・ 介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者」とは

「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

平成22年度 高齢者虐待防止法に基づく調査結果

1 相談・通報件数及び虐待判断件数

市町村への相談・通報件数は、863件（対前年+95件 12.4%増）で、このうち施設従事者の虐待に関する相談が7件（対前年△1件）、家族や親族など養護者による虐待相談が856件（対前年+96件）と、養護者による虐待相談が増加した。一方で、相談のうち虐待と判断された件数は580件（対前年+51件 9.6%増）と、昨年度に比べ増加した。

相談・通報の総件数863件のうち、養護者による虐待相談が856件と99.2%を占め、施設従事者による虐待相談は0.8%（7件）であった。

表1 相談・通報件数、虐待判断件数

		養介護施設 従事者等によるもの		養護者 によるもの		合 計	
		相談・ 通報件数	虐待判断 件数	相談・ 通報件数	虐待判断 件数	相談・ 通報件数	虐待判断 件数
本 県	22年度	7件	0件	856件	580件	863件	580件
	21年度	8件	0件	760件	529件	768件	529件
	増減 (増減率)	△1件 (△12.5%)	—	96件 (12.6%)	51件 (9.6%)	95件 (12.4%)	51件 (9.6%)
全 国	22年度	408件	76件	23,404件	15,615件	23,812件	15,691件
	21年度	408件	76件	23,404件	15,615件	23,812件	15,691件
	増減 (増減率)	△43件 (△9.5%)	6件 (8.6%)	1,712件 (7.9%)	726件 (4.9%)	1,669件 (7.5%)	732件 (4.9%)

注：「施設従事者」…介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

「養護者」… 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

*網掛けは全国のデータ未公表のため全国の前年度データを記載（以下同じ）

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

表2 相談・通報対応件数

22年度	21年度	増減
7	8	△1 (△12.5%)

表3 相談・通報者内訳（複数回答）

		本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	医師	介護支援専門員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	警察	その他	不明(匿名をむ)	合計
		②	人数	0	5	2	0	0	0	0	0	0	
	割合(%)	-	71.4	28.6	-	-	-	-	-	-	14.3	-	-
①	人数	0	2	2	0	0	0	0	0		2	2	8
	割合(%)	-	25.0	25.0	-	-	-	-	-		25.0	25.0	-

(注) 構成割合は、相談・通報件数(表2)に対するもの

要介護施設従事者等による虐待に関する相談・通報者は、本県では「家族・親族」が71.4%で最も多く、「当該施設職員」が28.6%、「その他(医療機関の顧問弁護士)」が14.3%であった。

表4 相談・通報に関する事実確認の状況

		事実確認調査を行った事例				事実確認調査を行わなかった事例				
		総数	事実が認められた	事実が認められなかった	判断に至らなかった	総数	虐待ではなく調査不要と判断した	調査を予定している又は検討中	都道府県へ調査を依頼	その他
	割合(%)	28.6	0.0	14.3	14.3	71.4	14.3	14.3	0.0	42.8
①	件数	8	0	4	4	0	0	0	0	0
	割合(%)	100.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

表5 養介護施設従事者等による虐待に関する市町村から都道府県へ報告

	本県	
	②	①
市町村から都道府県への報告	0	1
虐待の事実が認められた	0	0
都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある	0	1

表6 市町村から報告された事例への都道府県の対応

	本県	
	②②	②①
都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事例	0	1
虐待の事実が認められた事例	0	0
虐待ではないと判断した事例	0	0
虐待の判断に至らなかった事例	0	1
後日調査予定、又は調査の要否を検討中の事例	0	0

表7 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例における事実確認状況及びその結果

	本県	
	②②	②①
都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例	1	0
事実確認により虐待の事実が認められた事例	0	0
事実確認により虐待ではないと判断した事例	0	0
事実確認を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	0	0
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中の事例	1	0
事実確認調査を行わなかった事例	0	0

表8 虐待の事実が認められた事例件数

	市町村から都道府県へ報告があった事例	都道府県と共同して事実確認を行った事例	都道府県が直接把握した事例	総数
②②	0	0	0	0
②①	0	0	0	0

3 養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた事例について

本県では、養介護施設従事者による虐待は昨年度に引き続き、事例がなかった。

4 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

表17 相談・通報件数

22年度	21年度	増減(%)
856	760	96(12.6%)

表18 相談・通報者（複数回答）

		介護支援専門員・介護保険事業所職員	近隣住民・知人	民生委員	被虐待高齢者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明	合計
②	人数	370	44	67	111	124	10	78	75	62	2	943
	構成割合(%)	43.2	5.1	7.8	13.0	14.5	1.2	9.1	8.8	7.2	0.2	—
①	人数	296	45	90	75	97	10	77	69	65	0	824
	構成割合(%)	38.9	5.9	11.8	9.9	12.8	1.3	10.1	9.1	8.6	0.0	—

(注) 構成割合は、相談・通報件数（表17）に対するもの。

相談・通報件数は856件で、「介護支援専門員等」が43.2%と最も多く、次いで「家族・親族」（14.5%）、「被虐待高齢者本人」（13.0%）であった。

昨年度と比較すると、「介護支援専門員等」「被虐待高齢者本人」「家族・親族」等の本人に近い当事者からの割合が増加した一方で、「近隣住民・知人」「民生委員」「市町村職員」といった外部からの相談や通報の割合が減少している。

表 19 事実確認の実施状況

	②		①	
	件数	構成割合 (%)	件数	構成割合 (%)
事実確認調査を行った事例	817	95.2	723	95.0
立入検査以外の方法により調査を行った事例	809	(94.3)	719	(94.5)
訪問調査を行った事例	489	[57.0]	417	[54.8]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	320	[37.3]	302	[39.7]
立入検査により調査を行った事例	8	(0.9)	4	(0.5)
警察が同行した事例	4	[0.5]	2	[0.3]
警察に援助要請したが同行はなかった事例	1	[0.1]	1	[0.1]
事実確認調査を行っていない事例	41	4.8	38	5.0
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	35	(4.1)	31	(4.1)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	6	(0.7)	7	(0.9)
合 計	858	100.0	761	100.0

「事実確認調査を行った事例」及び「事実確認調査を行っていない事例」の割合は横ばい。

表 20 事実確認調査の結果

	②		①	
	件数	構成割合 (%)	件数	構成割合 (%)
虐待を受けた又は受けたと判断した事例	580	71.0	529	73.2
虐待ではないと判断した事例	138	16.9	113	15.6
虐待の判断に至らなかった事例	99	12.1	81	11.2
合 計	817	100.0	723	100.0

相談・通報件数 817 件のうち、訪問調査等の方法で事実確認が行われた結果、市町が虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例(虐待判断事例)は 580 件で、前年度に比べ 51 件増加した。

表 2 1 虐待の種別・類型（複数回答）

		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計	
本県	②	件数	348	174	241	4	163	930
		構成割合 (%)	60.0	30.0	41.6	0.7	28.1	—
	①	件数	338	158	175	2	124	797
		構成割合 (%)	63.9	29.9	33.1	0.4	23.4	—
全国	②	件数	9,919	3,984	5,960	96	4,072	24,031
		構成割合 (%)	63.5	25.5	38.2	0.6	26.1	—

(注) 構成割合は、虐待判断事例件数（表 20）に対するもの。

「身体的虐待」が 60.0%で最も多く、次いで「心理的虐待」（41.6%）「介護・世話の放棄、放任」（30.0%）「経済的虐待」（28.1%）であった。

昨年に比べすべての種別・類型で件数が増加したが「心理的虐待」及び「経済的虐待」の割合が増加している。

表 2 2 被虐待高齢者の性別

		男	女	不明	合計
②	人数	154	432	0	586
	構成割合 (%)	26.3	73.7	0.0	100.0
①	人数	145	402	0	547
	構成割合 (%)	26.5	73.5	0.0	100.0

表 2 3 被虐待高齢者の年齢

		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計	
本県	②	人数	70	86	112	132	120	66	0	586
		構成割合 (%)	11.9	14.7	19.1	22.5	20.5	11.3	0.0	100.0
	①	人数	60	110	116	107	102	49	3	547
		構成割合 (%)	11.0	20.1	21.2	19.6	18.6	9.0	0.5	100.0

表 2 4 要介護認定数

	②		①	
	人数	構成割合 (%)	人数	構成割合 (%)
未申請	161	27.5	153	28.0
申請中	27	4.6	21	3.8
認定済み	384	65.5	353	64.5
認定非該当(自立)	14	2.4	20	3.7
不明	0	0.0	0	0.0
合 計	586	100.0	547	100.0

表 2 5 要介護認定者の要介護状態区分

	②		①	
	人数	構成割合 (%)	人数	構成割合 (%)
要支援 1	18	4.7	16	4.5
要支援 2	33	8.6	33	9.4
要介護 1	77	20.1	83	23.5
要介護 2	107	27.8	73	20.7
要介護 3	74	19.3	69	19.5
要介護 4	52	13.5	53	15.0
要介護 5	23	6.0	26	7.4
不明	0	0.0	0	0.0
合 計	384	100.0	353	100.0

表 2 6 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	②		①	
	人数	構成割合 (%)	人数	構成割合 (%)
自立又は認知症なし	30	7.8	40	11.3
自立度 I	74	19.2	50	14.2
自立度 II	127	33.1	123	34.8
自立度 III	89	23.2	98	27.8
自立度 IV	33	8.6	29	8.2
自立度 M	10	2.6	8	2.3
認知症あるが自立度不明	13	3.4	3	0.8
自立度 II 以上 (再掲)	(272)	(70.8)	(261)	(73.9)
認知症の有無が不明	8	2.1	2	0.6
合 計	384	100.0	353	100.0

要介護認定者中の認知症者 (自立度 II 以上) … 272 人 / 384 人 = 70.8%

被虐待高齢者中の認知症者 (自立度 II 以上) … 272 人 / 586 人 = 46.4%

表27 被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

		虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
②②	件数	510	66	4	0	580
	構成割合 (%)	87.9	11.4	0.7	0.0	100.0
②①	件数	466	59	4	0	529
	構成割合 (%)	88.1	11.2	0.7	0.0	100.0

表28 世帯構成

		単身世帯	夫婦二人世帯	未婚の子と同一世帯	既婚の子と同一世帯	その他	不明	合計
②②	件数	43	77	224	186	50	0	580
	構成割合 (%)	7.4	13.3	38.6	32.1	8.6	0.0	100.0
②①	件数	37	76	221	151	44	0	529
	構成割合 (%)	7.0	14.4	41.8	28.5	8.3	0.0	100.0

表29 虐待者の被虐待高齢者との続柄

		夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計	
本県	②②	人数	102	30	276	78	49	13	15	37	30	0	630
		構成割合 (%)	16.2	4.7	43.8	12.4	7.8	2.1	2.4	5.9	4.7	0.0	100.0
	②①	人数	89	29	273	78	50	7	16	25	25	0	592
		構成割合 (%)	15.0	4.9	46.1	13.2	8.5	1.2	2.7	4.2	4.2	0.0	100.0
全国	②②	人数	3,016	867	6,999	2,604	1,336	353	322	750	797	33	17,077
		構成割合 (%)	17.7	5.1	41.0	15.2	7.8	2.1	1.9	4.4	4.7	0.2	100.0

「息子」の割合が最も多いが、昨年度に比べ3件増で横ばいである。次いで「夫」の割合が多く、昨年と比べ13件(1.2%)、「孫」が12件(1.7%)増加している。

表30 虐待への対応策としての分離の有無

対応事例	②		①	
	件数	構成割合 (%)	件数	構成割合 (%)
被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例	233	32.4	201	30.8
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	438	60.8	390	59.7
被虐待高齢者が複数で異なる対応 (分離と非分離) の事例	7	1.0	5	0.8
対応について検討、調整中の事例	26	3.6	31	4.7
その他	16	2.2	26	4.0
合 計	720	100.0	653	100.0

表31 分離を行った事例の対応 (複数回答)

対応事例	②		①	
	件数	構成割合 (%)	件数	構成割合 (%)
契約による介護保険サービスの利用	107	44.6	86	41.7
うち面会の制限を行った事例	2	0.8	5	2.4
やむを得ない事由等による措置	30	12.5	27	13.1
うち面会の制限を行った事例	7	2.9	9	4.4
緊急一時保護	41	17.1	36	17.5
うち面会の制限を行った事例	9	3.8	7	3.4
医療機関への一時入院	28	11.6	24	11.7
うち面会の制限を行った事例	1	0.4	2	1.0
その他	34	14.2	33	16.0
うち面会の制限を行った事例	5	2.1	2	1.0
分離した件数	240	100.0	206	100.0

(注) 構成割合は、分離した件数に対するもの。

表32 分離していない事例の対応の内訳 (複数回答)

対応事例	②		①	
	件数	構成割合 (%)	件数	構成割合 (%)
養護者に対する助言・指導	210	47.2	172	43.5
養護者が介護負担軽減のための事業の参加	6	1.3	8	2.0
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	129	29.0	94	23.8
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	126	28.3	91	23.0
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	38	8.5	34	8.6
その他	22	4.9	31	7.8
見守りのみ	107	24.0	141	35.7
分離していない件数	445		395	

(注) 構成割合は、分離していない件数に対するもの。対応事例は複数回答あり、事例の合計とは合致しない。

<参考：本県における権利擁護に関する対応>

平成22年度中の成年後見制度については、「利用開始済み」が14件（全国308件）、「利用手続き中」が11件（全国234件）であり、これらを合わせた25件（全国542件）のうち、市町村長申し立ての事例は14件（56.0%）（全国216件 39.9%）であった。

表33 市町村における体制整備等に関する状況

対 応 内 容		H22		H21	
		本県	全国	本県	全国
対応窓口部局の住民への周知 (平成22年度中)	市町数 (構成割合)	35 (100.0)	1,486 (84.9)	35 (100.0)	1,486 (84.9)
地域包括支援センター等の関係者への研修	市町数 (構成割合)	31 (88.6)	1,330 (76.0)	30 (85.7)	1,330 (76.0)
講演会や広報紙等による住民への啓発活動	市町数 (構成割合)	32 (91.4)	1,200 (68.6)	32 (91.4)	1,200 (68.6)
居宅介護サービス事業者に法について周知	市町数 (構成割合)	34 (97.1)	1,241 (70.9)	32 (91.4)	1,241 (70.9)
介護保険施設に法について周知	市町数 (構成割合)	27 (77.1)	1,100 (62.9)	27 (77.1)	1,100 (62.9)
独自の対応のマニュアル、業務指針等の作成	市町数 (構成割合)	28 (80.0)	944 (53.9)	27 (77.1)	944 (53.9)
「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	市町数 (構成割合)	29 (82.9)	1,173 (67.0)	25 (71.4)	1,173 (67.0)
「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町数 (構成割合)	24 (68.6)	856 (48.9)	23 (65.7)	856 (48.9)
「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町数 (構成割合)	20 (57.1)	809 (46.2)	20 (57.1)	809 (46.2)
成年後見制度の市区町村長申し立てへの体制強化	市町数 (構成割合)	32 (91.4)	1,197 (68.4)	32 (91.4)	1,197 (68.4)
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	市町数 (構成割合)	26 (74.3)	945 (54.0)	26 (74.3)	945 (54.0)
老人福祉法による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整	市町数 (構成割合)	30 (85.7)	1,014 (57.9)	30 (85.7)	1,014 (57.9)
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	市町数 (構成割合)	33 (94.3)	1,322 (75.5)	29 (82.9)	1,322 (75.5)
必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の早期発見の取組や相談等	市町数 (構成割合)	34 (97.1)	1,309 (74.8)	30 (85.7)	1,309 (74.8)

表34 虐待等による死亡事例（市町で把握し、国に回答した事例）

	㉒	㉑
養護者による被養護者の殺人	—	—
養護者の介護放棄等による致死	—	1件
養護者の虐待による致死	—	—
その他	—	—
合計	0件	1件